

余裕期間制度を活用する工事（フレックス方式）特記仕様書

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる期間（以下「余裕期間」という。）を、実工期の前に設定した工事（以下「余裕期間制度活用工事」という。）である。

1 余裕期間制度の方式

本工事は、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の中で、受注者が工事の着工日と完成日を決定して契約を締結できる余裕期間制度活用工事（フレックス方式）とする。

2 定義

- (1) 余裕期間：受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から着工日の前日までをいう。
- (2) 実工期：実際に工事を施工するための期間で、着工日から完成日まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- (3) 全体工期：余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

3 全体工期

契約締結日から 年 月 日まで
（実工期の着工期限日： 年 月 日）

- (1) 受注者は、発注者が定めた全体工期内において、休日（田川広域水道企業団の休日を定める条例（平成9年条例第1号）第1条に定める休日をいう。）を除く任意の日を、実工期の着工及び完成日として設定するものとする。
- (2) 受注者は、前号の規定により設定した実工期の着工及び完成日を、契約締結までに工期申出書（様式第1号）により発注者に通知するものとする。
- (3) 受注者は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保のため工程を見直す必要が生じた場合は、発注者があらかじめ設定した全体工期内であれば、実工期の変更を工期変更請求書（様式第2号）により請求することができるものとする。

4 着工前の取扱い

- (1) 受注者は、余裕期間内に測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配について

は、受注者の責により行うことができるものとする。

- (2) 余裕期間の当該工事現場の管理は、発注者の責において行うものとする。
- (3) 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者、監理技術者、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書きの適用を受ける監理技術者をいう。）、監理技術者補佐、専門技術者を配置することを要しない。
- (4) 実工期の着工日において、受注者が技術者等を配置できないときは、契約を解除するものとする。

5 前払金の請求

本工事の前払金については、契約締結後より支払いを請求することができる。ただし、債務負担行為のうち契約する年度において予算執行を伴わず全額を翌年度以降に支出する工事については、この限りでない。

6 CORINSへの登録

受注時の一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）への登録については、契約締結後10日（休日を除く。）以内に登録するものとし、技術者の従事期間は、実工期を登録するものとする。